

診療所の病床設置に関する許可の要否について

病床の種類 (医療法施行規則第1条の14第7項)	医療圏	設置予定等の診療所 名称 所在地 開設者 標榜科目	開設病床数 (床)			許可の 要否	備 考
			現 在	増 加	計		
居宅等医療 (第1号)	尾張北部	平松内科呼吸器科 クリニック(仮称) 小牧市小牧 平松 哲夫 内科、呼吸器科、 アレルギー科、リハ ビリテーション科	0	4	4	不要	平成21年12月 開設予定 計画見直し時 に記載予定
周産期医療 (第3号)	尾張西部	三輪産婦人科小児 科クリニック 稲沢市石橋 三輪 一博 産婦人科、小児科	10	2	12	不要	平成21年11月 に既設診療所の 増床を予定 既に医療圏計 画に記載済み

(参考)

医療法施行規則第1条の14第7項

第1号 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、
又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第2号 へき地に設置される診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込ま
れる診療所に一般病床を設けようとするとき。

第3号 前2号のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供
されるために特に必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込ま
れる診療所に一般病床を設けようとするとき。